

令和7年度予算編成方針について

令和7年度の予算編成にあたり、予算編成方針を定めたので、これを念頭に置いて各課で十分に論議を尽くした上で、予算編成作業に取り組まれない。

1 日本経済の状況と本市の財政状況

(1) 日本経済の状況及び国の当面の経済財政運営

内閣府の月例経済報告（8月）によれば、我が国経済の基調判断は、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」とする一方で、留意すべき事項として、「物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」とされている。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2024 ～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」において、物価上昇を上回る賃金上昇の実現や官民連携投資による社会課題解決と生産性向上に取り組むとしている。

また、来年度予算編成に向けた考え方については、持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組みの加速など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずるとしている。

このような国及び経済情勢の動向等を注視し、情報収集に努め、適切に対応していく必要がある。

(2) 本市の財政状況と今後の見通し

令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したが、感染症まん延以前の状態には戻らず、またロシアによる軍事進攻等国際紛争によるエネルギーや原材料価格の高騰の影響に伴い、各種支援策を迅速かつ的確に展開したことから、一般会計歳入決算額は、186 億 3,374 万 8 千円、歳出総額は、180 億 6,010 万 4 千円と前年度比 9.2%の増となり、実質単年度収支は、財政調整基金の繰入等も含め△2 億 7,814 万円の赤字となった。

財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」については、95.1%と、前年度より 8.4 ポイント悪化し、健全化判断比率は、実質公債費比率が 0.9 ポイント増の 10.5%、将来負担比率は 7.7 ポイント減の 56.9%となり、いずれも早期健全化基準を大きく下回る結果となった。

本市では、自然減に伴う人口減少、出生率の低下による少子化などにより、

税収など歳入の減少が見込まれる一方、歳出においては住民福祉を支える経費である扶助費が増加するなど、財政の硬直化が進行して、財政運営の厳しさが増してきている。

また、昨今、過度の円相場の変動、世界情勢の悪化による物価や資源の価格高騰及び中国経済の先行き懸念などにより、歳入環境に多大な影響を及ぼすことも予想され、個人所得や企業収益の落ち込みに伴う法人市民税などの減収が懸念される。

歳出面においては、子育て支援、移住・定住施策をはじめ、まちづくりに重要な主要プロジェクトの実施など、早期の実施かつ拡大が望まれる事業のほか、市営新体育館整備など大型投資的事業が控えているなか、将来を見据えた持続可能な財政運営を実現していかなければならず、これまで以上に厳しい財政状況が続くものとする。

2 予算編成の基本方針

令和7年度予算については、このように引き続き厳しい財政状況において、職員一人ひとりが自ら考え、率先して行動に移すことを基本として、「第7次総合計画後期基本計画」や「荏崎市デジタル田園都市構想総合戦略」、「市長公約」に掲げる施策、さらに「消滅可能性自治体」からの脱却を図るための取組みなどを推進すべく、「チーム荏崎」で迅速かつ積極的・戦略的に実施するため、次の考え方に基づいて予算編成を進めるものとする。

(1) 第7次総合計画後期基本計画の柔軟な推進・新たな行政課題への対応

基本構想に掲げる市の将来像「すべての人が輝き 幸せを創造する ふるさと になさき」の実現のため、後期基本計画に位置付けた施策・事業の柔軟な推進を図ることとする。

(2) 荏崎市デジタル田園都市構想総合戦略の推進

人口減少対策や地方創生等に取り組むため、昨年度策定した「荏崎市デジタル田園都市構想総合戦略」の施策を積極的に推進するものとする。

なお、検討施策については、デジタル田園都市国家構想交付金などの特定財源の活用を積極的に図りながら具体化するほか、既存事業についても再構築を図るなど、発展・継続した切れ目のない、質の高い取組みを行うこととする。

(3) 市長公約の実現

「さらに前進！『チーム菰崎』で新たなステージへ」を基本テーマとして、4つの挑戦と1つの使命に掲げた各種事業を進めていくため、次のとおり取り組む。

- ① 市長公約検証シートを確認し、課内はもとより関係部署間で十分連携・協議し、公約の具現化を図ること。
- ② 他市事例の情報等の積極的な収集に努め、より実効性の高い内容となるよう事業を組み立てること。

(4) 「消滅可能性自治体」からの脱却を図るための取組み

「若者に選ばれるまち」を目指し、持続可能な自治体となるよう、女性や若者に支持される移住・定住促進、他市にない個性あるこども・子育て施策、地域産業の振興・新たなビジネスの創出及びまちの魅力づくり・強力な広報戦略など効果的な施策に積極的に取り組むこと。

(5) 自分事と捉え、市民目線に立った施策の推進

前例や固定観念等に捉われず、生活者視点に立ち、何事も自分事に引き寄せて考えることを基本とし、市民が何を求め、何に期待を寄せているかを「感じて動くこと」、どのようなサポートができるかを「考えて動くこと」を常に心掛け、市民のニーズに対応した施策を効果的に推進する。

3 予算編成に際しての留意点

基本的な考え方を踏まえ、具体的に次の点に留意し、予算編成を進めるものとする。

(1) 施策の着実な推進

総合計画後期基本計画に位置付けられる施策の早期かつ着実な推進に向けて、成果指標の達成率が低いものは目標達成できるよう、また、まちづくりアンケート結果も考慮して、所要の予算措置を講じること。

(2) 新たな事業構築に当たって（EBPM：合理的根拠に基づく政策立案）

新規事業の構築・展開に当たっては、政策課題などで事業目的、手段のほか、効果、運営体制及び将来の終着点などを精査するほか、EBPM の取り組みを行うとともに、国からの補助金や有利な市債の選択をはじめとした歳入確保に努めること。

また、継続して実施する事業については、前年踏襲することなく、当該事業の目的を再考察し、目的を達成したものや時代に合わなくなったものなど、次に示す基準を参考に、これまで以上に徹底した事業のスクラップに努め、施策展開のための財源確保を図ること。

以下の基準のいずれかに該当する事業等

- ・費用対効果に見合わない、または費用対効果が見えにくい事業
- ・時代の潮流や流行に伴い開始したものの、現在まで継続している事業
- ・終期の設定がされているものの、廃止されず継続されている事業
- ・対象者が限定されている、若しくは固定化されている事業
- ・行政サービスとして水準が高すぎる事業
- ・取組実績がない、または少ない事業
- ・他に類似の事業があり、それらの事業と統廃合で対応できる事業

(3) 施策・事業の見直し（PDCA）

職員一人ひとりが、本市の取り巻く現状を理解し、改めて施策・事業の棚卸しを図り、併せて事業の目的や効果を再確認し、PDCA の取組みを推進し、効果的・効率的な支出を徹底すること。

(4) 効果的・効率的な事務事業執行の推進

「行政改革大綱」を踏まえ、質の高い行政サービスの提供及び簡素で効率的な行政運営の推進を図っていくこと。

また、デジタル技術の活用を推進し、市民の利便性向上やサービスの充実（業務効率化含む）に資する施策を展開すること。

(5) 事務の見直し・整理及び時間外勤務の縮減

仕事の仕方や配分の見直し・OJTの推進に努めるほか、時間外勤務の縮減に向けた取組みを強化すること。

(6) 新たな資金調達手段、事業手法の活用

ふるさと納税（企業版含む）、クラウドファンディングの推進、P F S / S I B（ソーシャルインパクトボンド）の活用、ネーミングライツや企業広告による企業協賛、遊休資産の利活用など、新たな資金調達や事業手法の積極的な活用を検討すること。

また、資金調達の多寡にかかわらず、あらゆる可能性を検討し、積極的な財源確保に努めること。

(7) 特別会計・企業会計における独立採算制の原則の確保

特別会計については、特別会計の設置目的に応じて、会計間の経費負担の適正化を図るとともに、一般会計からの繰入金については、繰出基準に基づくものに限るなど、真に必要な額を計上すること。

企業会計については、独立採算を前提に経営の一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立った経営の健全化に努めること。

(8) 補助金等の適正化

各種補助金については、「韮崎市補助金等適正化基準」に基づき、補助対象の自律性を尊重しつつ、所期の目的・効果等を十分検証し、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに行った見直しや補助率の見直しなどの検討結果を踏まえたものであること。

(9) 各種講座、イベントの参加料の適正な負担

教室、講座、大会等各種イベントの参加料については、「受益者負担の適正化方針」に基づき、参加者等受益者の負担割合を確認し、事業内容・参加料金の変更等を見直し、必要な額を計上すること。

また、「市が実施する必要があるのか」、「民間等が実施できないのか」など市の事業としての必要性について、原点に立ち返って検証すること。